

一部負担金の減免または徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱
一部負担金の減免または徴収猶予取扱要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(徴収猶予の承認要件) 第9条 条例第6条に規定する一部負担金の徴収猶予を受けることができる被保険者は、第3条各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、急病の患者等として、保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた者であり、資力の活用ができない者は、第3条各号の規定にかかわらず徴収猶予を受けることができる。</u> (徴収を猶予する期間) 第11条 徴収猶予の期間は、前条の規定による徴収猶予の開始日より起算して<u>6か月</u>（ただし、第9条ただし書に該当する者については、<u>その者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年</u>）以内の期間を定めて行うものとする。	(徴収猶予の承認要件) 第9条 条例第6条に規定する一部負担金の徴収猶予を受けることができる被保険者は、第3条各号のいずれかに該当する者とする。 (徴収を猶予する期間) 第11条 徴収猶予の期間は、前条の規定による徴収猶予の開始日より起算して<u>6か月</u>以内の期間を定めて行うものとする。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。